

## 秋田県の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 1,143,829	千円 630,290,595	千円 1,763,864	千円 162,412,573	% 25.8	% 24.8

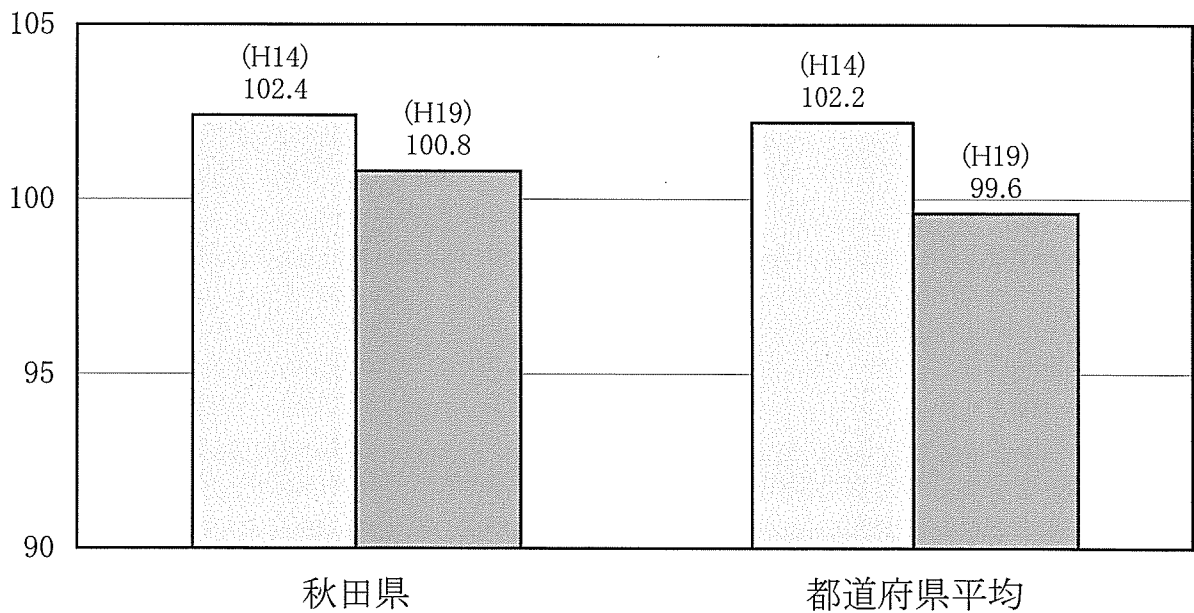
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数(人) A	給与費 (千円)				一人当たり給与費(千円) B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	17,562	77,162,461	13,882,388	31,132,045	122,176,894	6,957

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、18年4月1日現在の人数である。

#### (3) 特記事項

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

1) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	377,437 円	392,433 円	-14,996 円 ( -3.82 %)	0.15 %	0.15 %	0.35 %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をライスパイレス比較した平均給与月額である。

2) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
19年度	4.34 月	4.45 月	-0.11 月	-0.1 月	4.35 月	4.50 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (19年4月1日現在)

1) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
秋田県	43.3 歳	354,705 円	427,114 円	399,938 円
国	40.7 歳	325,724 円	— 円	383,541 円
都道府県平均	43.6 歳	354,147 円	436,429 円	396,019 円

2) 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
秋田県	48.0 歳	492 人	335,815 円	378,901 円	360,280 円	—	—	—	
うち自動車運転手	48.9 歳	193 人	349,647 円	390,130 円	376,904 円	自家用自動車運転手	53.2 歳	234,700 円	1.66
うち用務員	44.6 歳	135 人	300,792 円	330,691 円	325,888 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.46
うち守衛	48.8 歳	7 人	334,500 円	395,850 円	360,912 円	守衛	55.5 歳	199,900 円	1.98
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	
うち自動車運転手	47.1 歳	—	290,478 円	—	330,031 円	自家用自動車運転手	52.5 歳	286,200 円	1.15
うち用務員	54.6 歳	—	260,344 円	—	285,482 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.26
うち守衛	46.7 歳	—	263,785 円	—	313,522 円	守衛	58.2 歳	256,400 円	1.22
都道府県平均	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円	—	—	—	
うち自動車運転手	47.9 歳	—	—	401,500 円	—	自家用自動車運転手	52.5 歳	286,200 円	1.40
うち用務員	48.5 歳	—	—	384,000 円	—	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.69
うち守衛	46.1 歳	—	—	424,100 円	—	守衛	58.2 歳	256,400 円	1.65

区 分	参 考		
	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
秋田県	—	—	—
うち自動車運転手	6,425,277 円	3,350,900 円	1.92
うち用務員	5,417,106 円	3,284,300 円	1.65
うち守衛	6,373,930 円	2,657,500 円	2.40

※ 公務員データは、地方公務員給与実態調査(総務省)及び国家公務員給与実態調査(人事院)において公表されているデータを使用している。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 「—」は、数値が公表されていないものである。

3) 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
秋田県	41.8 歳	370,814 円	449,375 円
都道府県平均	44.4 歳	401,470 円	469,882 円

4)小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
秋田県	43.9 歳	387,109 円	433,678 円
都道府県平均	43.8 歳	389,710 円	452,184 円

5)警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
秋田県	42.3 歳	361,173 円	479,333 円	394,505 円
国	42.0 歳	332,446 円	—	379,710 円
都道府県	40.7 歳	344,824 円	493,047 円	390,204 円

(注)1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (19年4月1日現在)

区分		秋 田 県		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	172,200 円	184,200 円	172,200 円	184,200 円
	高校卒	140,100 円	148,500 円	140,100 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	145,500 円	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	192,800 円	204,800 円	—	—
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校 教育職	大学卒	192,800 円	204,800 円	—	—
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	197,200 円	216,500 円	197,200 円	216,500 円
	高校卒	158,100 円	177,100 円	158,100 円	177,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (19年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	272,565 円	337,652 円	387,132 円
	高校卒	219,677 円	267,694 円	321,523 円
技能労務職	高校卒	194,600 円	245,733 円	273,550 円
	中学卒	—	219,060 円	237,967 円
高等学校 教育職	大学卒	313,878 円	367,262 円	402,707 円
	高校卒	—	—	—
小・中学校 教育職	大学卒	314,010 円	368,198 円	398,364 円
	高校卒	—	—	—
警察職	大学卒	293,344 円	336,767 円	392,644 円
	高校卒	250,178 円	288,150 円	360,166 円

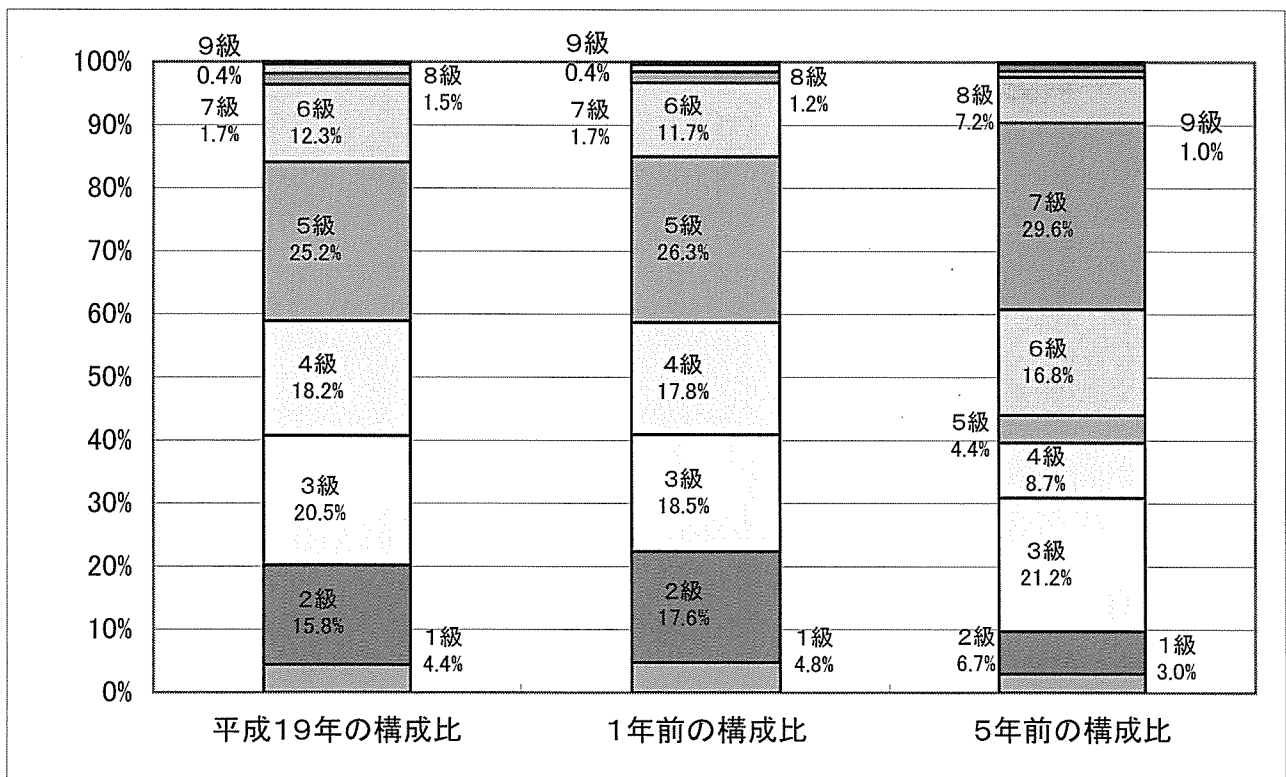
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	18人	0.4%
8級	次長	65人	1.5%
7級	課長	74人	1.7%
6級	課長・主幹	545人	12.3%
5級	主幹・副主幹	1,118人	25.2%
4級	副主幹・主査	811人	18.2%
3級	主査・主任	912人	20.5%
2級	主事・技師	702人	15.8%
1級	主事・技師	198人	4.4%

(注)1 秋田県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に11級制から9級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成16年度から人事評価制度(業務評価・能力評価)を導入しており、本庁課長級以上の職員については人事評価結果に基づき昇給区分を決定し、その他の職員については所属長からの勤務成績報告に基づき、昇給を実施している。

評価対象となった本庁課長級以上の職員の平成20年1月1日の昇給区分決定状況は、上位区分(A及びB)が39%、標準区分(C)が56%、下位区分(D及びE)が5%であった。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

秋 田 県		国	
1人当たり平均支給額(18年度)		—	
1,849 千円			
(18年度支給割合)		(18年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
役職加算5~20%、管理職加算10~25%		役職加算5~20%、管理職加算10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成16年度から人事評価制度(業務評価・能力評価)を導入しており、本庁課長級以上の職員については人事評価結果に基づき昇給区分を決定し、その他の職員については懲戒処分を受けた者を除き一律の成績率を適用している。  
評価対象となった本庁課長級以上の職員の平成19年12月期の勤勉手当成績区分決定状況は、上位区分(「特に優秀」及び「優秀」)が28%、標準区分72%であった。

### (2) 退職手当(19年4月1日現在)

秋 田 県		国	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分 30.55 月分	勤続20年	23.50 月分 30.55 月分
勤続25年	33.50 月分 41.34 月分	勤続25年	33.50 月分 41.34 月分
勤続35年	47.50 月分 59.28 月分	勤続35年	47.50 月分 59.28 月分
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分	最高限度額	59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 12%~50%加算	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算
1人当たり平均支給額	7,207 千円 26,747 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		36,882 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		558,818 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
北海道	3 %	2 人	3 %
東京	14.5 %	37 人	14.5 %
大阪	12 %	2 人	12 %
名古屋	12 %	3 人	12 %
福岡	8 %	2 人	8 %
仙台	5 %	1 人	5 %
その他(医師)	12 %	19 人	12 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
北海道	3 %	3 %
東京	18 %	18 %
大阪	15 %	15 %
名古屋	12 %	12 %
福岡	10 %	10 %
仙台	6 %	6 %
その他(医師)	15 %	15 %

(4) 特殊勤務手当 (19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		647,709 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		109,134 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		35.6 %	
手当の種類(手当数)		32	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税業務手当	税務課及び県税部の職員等	県税の賦課、徴収又は滞納処分等	1日850~1,000円
社会福祉業務手当	福祉事務所の職員等	社会福祉に関する指導監督等	1日650~1,000円
精神保健業務手当	保健師等	精神保健に関する指導業務等	1日280円
防疫等業務手当	保健所の職員等	結核に関する診療補助等	1日290~350円又は1月12,500円
放射線取扱手当	脳血管研究センターの職員等	エックス線の照射作業等	1月7,000円
夜間看護等手当	看護師等	深夜の看護業務等	1回1,620~3,300円
麻薬取締業務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	1日850円
解剖補助作業手当	脳血管研究センターの職員等	死体解剖の補助作業	1体620円
手術補助作業手当	脳血管研究センターの職員等	手術の補助作業	1日280円
公害防止業務手当	保健所の職員等	汚水の調査等	1日280~320円
有害薬剤等取扱手当	研究機関の職員等	有害薬剤の取扱作業等	1日290円
特殊現場作業手当	建設部の職員等	高所における作業等	1日220~450円
病虫害防除手当	病虫害防除所の職員	植物防疫法の業務	給料月額の8%
家畜保健衛生手当	獣医師等	家畜保健衛生法の業務	1月12,500円
種雄家畜取扱等作業手当	畜産試験場の職員等	自然交配、精液採取作業等	1日280円
乗船作業手当	船員等	漁業取締業務等	1日550円
潜水手当	船員等	潜水作業等	1時間310~1,500円
職業訓練手当	技術専門校の職員	職業訓練業務	給料月額の6~10%
用地交渉手当	建設部の職員等	用地交渉業務	1日650円
道路上作業手当	建設部の職員等	道路の維持修繕業務等	1日300円
災害応急作業手当	建設部の職員等	豪雨時の応急作業等	1日350~840円
講師手当	教育職以外の職員	講師業務	1時間400円
学校職員手当	学校職員	異なる課程の授業等	1時間700円等
教育業務連絡指導手当	学校職員	教育に関する指導助言等	1日200円
警察職員手当	警察職員	犯罪捜査等	1月10,300円等
航空手当	警察職員等	回転翼航空機の操縦等	1時間1,900~5,100円
救急自動車運転手当	脳血管研究センターの職員	救急自動車の運転	1回330円

農用機械機具操作手当	研究機関の職員等	農用機械機具の操作	1日280円
廃鶏処理作業手当	畜産試験場の職員等	50羽以上の鶏のと殺処分	1回280円
公用自動車整備管理業務手	建設部の車両長	車両の整備等	1月5,000円
特殊自動車運転手当	建設部の職員等	特殊自動車の運転	1日280円
除雪作業手当	建設部の職員等	大雪警報下での除雪作業	1日290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	1,816,449 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	424 千円
支給実績(17年度決算)	1,891,345 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	418 千円

(6) その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。(月額:給料月額×25/100以下)	同		1,795,263 千円	686,263 円
初任給調整手当	医師又は歯科医師として採用された職員に対して支給。(月額307,900円以下)	同		43,481 千円	2,557,706 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。(月額:配偶者13,500円、その他の者1人当たり5,000円～11,000円)	同		2,030,818 千円	225,046 円
住居手当	賃貸住宅居住者及び自宅居住者等に支給。(月額:賃貸住宅居住者23,000円以下、自宅居住者3,000円)	異	自宅居住者に係る手当額が国は2,500円。	1,017,641 千円	123,350 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使用している職員に支給。(月額:交通機関利用者55,000円以下、交通用具使用者38,100円以下)	異	本県の地理的事実を考慮して交通用具使用者に係る限度額が異なる。	1,718,451 千円	123,808 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に支給。(月額23,000円、交通距離により加算あり)	同		182,143 千円	324,098 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。(月額給料月額及び扶養手当額の合計×25/100以下)	同		19,860 千円	397,200 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給。(1時間:勤務1時間当たりの給与額×135/100)	同		442,400 千円	378,767 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。(1時間:勤務1時間当たりの給与額×25/100)	同		123,569 千円	159,033 円

宿日直手当	宿直又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。(勤務1回4,200円)	同		397,829 千円	270,448 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当適用職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給。(勤務1回12,000円以下)	同		14,382 千円	756,947 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間に支給地域に在勤する職員に対して支給。(月額:7,360円~23,360円)	異	国では由利本荘地域及び男鹿地域を支給地域から除外しているが、本県では全県を支給地域としている。	1,203,446 千円	72,963 円
定時制通信教育手当	定時制教育及び通信制教育に従事する教育公務員に対して支給。(月額:給料月額×10/100以下)	-	国に制度無し	63,396 千円	592,486 円
産業教育手当	高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習の教諭及び実習助手に対して支給。(月額:給料月額×10/100以下)	-	国に制度無し	164,574 千円	498,709 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行う者又はこれらに従事する者に接して農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給。(給料月額×8/100)	-	国に制度無し	32,234 千円	304,094 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給。(月額:20,200円以内)	-	国に制度無し	1,597,915 千円	179,824 円

## 5 特別職の報酬等の状況(19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	968,000 円	(	1,210,000 円)
	副 知 事	790,500 円	(	930,000 円)
報酬	議 長	864,500 円	(	910,000 円)
	副 議 長	769,500 円	(	810,000 円)
	議 員	741,000 円	(	780,000 円)
期末手当	知 事	(18年度支給割合)		
	副 知 事	3.35 月分		
退職手当	議 長	(18年度支給割合)		
	副 議 長	3.35 月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	1,210,000×在職月数×0.7	40,656,000	任期毎
		930,000×在職月数×0.45	20,088,000	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

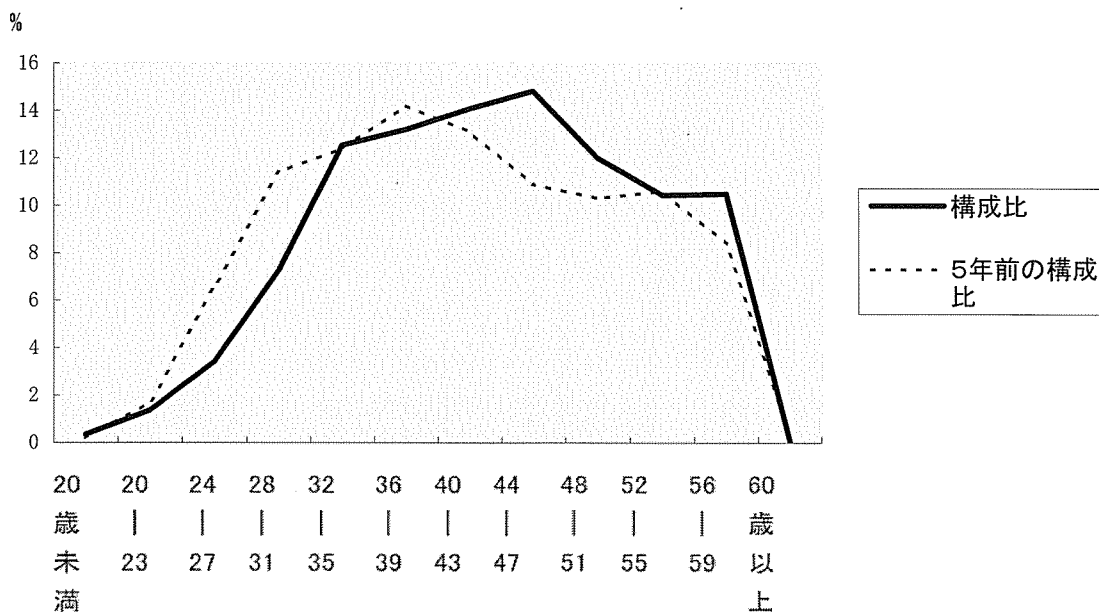
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門		4,263	4,139	-124	事務の統廃合及び縮小、指定管理者制度の導入等
		計	4,263	4,139	-124	(参考:人口10万人当たり職員数 人)
	教 育 部 門	10,418	10,242	-176	児童生徒数の減少等	
	警 察 部 門	2,302	2,301	-1	欠員不補充	
	小 計	12,720	12,543	-177		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	430	428	-2	欠員不補充	
	下 水 道	34	31	-3	流域下水道事務所の業務見直し	
	そ の 他	115	112	-3	維持管理部門の指定管理者制度の導入等	
	小 計	579	571	-8		
合 計		17,562 [ 18,589 ]	17,253 [ 18,446 ]	-309 [ -143 ]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (19年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 } 以上	計
職員数	人 58	人 236	人 591	人 1,251	人 2,162	人 2,278	人 2,428	人 2,557	人 2,069	人 1,802	人 1,810	人 10	人 17,252

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

1) 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
17,996 人	16,436 人	1,560 人	8.7 %

(参考)平成22年4月1日における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	17,996人(17年4月1日)を 16,436人(22年4月1日)と する

2) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		17年	18年	19年	20年	21年	22年	10年～17年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標
一般行政	職員数	4,331	4,263	4,139				-522	3,802
	増減		-68	-124				( %)	
特別行政	職員数	13,074	12,720	12,543				-991	12,069
	増減		-354	-177				( %)	
公営企業等	職員数	591	579	571				-29	565
	増減		-12	-8				( %)	
合計	職員数	17,996	17,562	17,253				-1,542	16,436
	増減		-434	-309				( %)	

(注)1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。